# 熊本県監査委員公告第 10 号

平成 15 年 4 月 22 日から平成 15 年 6 月 6 日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。 平成 15 年 7 月 9 日

本本重 和豊 彦孝剛 熊本県監査委員 山 司 [倉早 同 同  $\prod$ 英 明

監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監査	対象機関		
部局名	機関名	監査対象期間	監査実施年月日
総務部	東京事務所	平成14年4月	平成15年5月26日
		~平成15年3月	~5月27日
健康福祉部	保健環境科学研究所	"	平成15年4月23日
	保育大学校	"	平成15年5月14日
	清水が丘学園	"	平成15年5月19日
	こども総合療育センター	"	平成15年4月22日
	精神保健福祉センター	"	平成15年4月25日
	食肉衛生検査所	"	平成15年4月22日
環境生活部	消費生活センター	"	平成15年5月19日
商工観光労	大阪事務所	"	平成15年6月3日
働部			~6月4日
	計量検定所	"	平成15年5月20日
	労働相談情報センター	"	平成15年5月12日
	天草高等技術訓練校	"	平成15年5月22日
農政部	中央家畜保健衛生所	"	平成15年4月25日
	城北家畜保健衛生所	JJ	平成15年4月24日
	阿蘇家畜保健衛生所	IJ.	平成15年4月24日
	城南家畜保健衛生所	II	平成15年4月28日
	天草家畜保健衛生所	II	平成15年4月28日
土木部	氷川ダム管理所	"	平成15年5月14日

監査	対 象 機 関		
部局名	機関名	監査対象期間	監査実施年月日
土木部	釈迦院ダム建設事務所	"	平成15年5月13日
	天草地域ダム建設事務所	"	平成15年5月12日
	三角港管理事務所	"	平成15年5月21日
	八代港管理事務所	"	平成15年5月22日
	水俣港管理事務所	"	平成15年5月28日
	熊本港管理事務所	"	平成15年5月21日
	天草空港管理事務所	"	平成15年5月13日
	新幹線熊本事務所	"	平成15年5月29日
	新幹線玉名事務所	"	平成15年6月5日
	新幹線八代事務所	"	平成15年6月6日
教育委員会	天草青年の家	"	平成15年5月23日
	菊池少年自然の家	"	平成15年5月16日
	豊野少年自然の家	"	平成15年5月16日
	装飾古墳館	"	平成15年5月23日

### 2 監査の主眼

今回の監査は、知事部局28出先機関、教育委員会事務局4出先機関を対象に、合規性、 正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実に行われているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施行は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。
- 3 監査の結果
  - 〇 報告公表事項

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。 土木部

- (1) 港湾用地を使用していた法人の倒産により、老朽化した建造物が残されている。 危険な状態であるので引き続き第三者への危険防止に努め、また、関係機関と連携 し今後の処理方針について検討すること。
  - (三角港管理事務所)
- (2) 港湾施設使用料の未収金(平成14年度末現在7,294,841円)について、引き続き その解消に努めること。

(八代港管理事務所)

- (3) 港湾施設使用料等の未収金(平成14年度末現在6,263,034円)について、引き続きその解消に努めること。
- (熊本港管理事務所) (4) 用地補償に係る支出負担行為について、熊本県新幹線事務所処務規程第5条第17 号では所長専決が5,000万円未満となっているにも拘わらず、5,000万円以上について決裁されているものがある。
  - (用地対策課、新幹線都市整備総室、新幹線熊本事務所)
- 〇 指導事項

なお、監査時において、収入調定時期の遅れ、工事記録簿の作成漏れ、郵便切手の 在庫量の適正化等に関して、是正又は改善を要する事項として指導を行った。

## 熊本県監査委員公告第 11 号

平成 14 年 10 月 22 日から平成 14 年 11 月 8 日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 15 年 7 月 9 日

熊本県監査委員 本 和 彦 本 孝 同 Ш 豊 重 剛 同 倉 英 明 同 早  $\prod$ 

監査対象機関等		監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部	福祉総合相談所	平成14年10月22日	平成15年3月19日

### (報告公表事項)

児童保護費負担金の未収金(57,007,834円)及びこども総合療育センター負担金の 未収金(1,010,500円)について、引き続きその解消に努めるとともに、債権管理を 適正に行うこと。

### (改善措置)

児童保護費負担金及びこども総合療育センター負担金の未収金については、負担金の徴収、決定を行っている福祉総合相談所において、児童相談課第一係を中心とした児童保護費負担金チーム(7名)を設置し、当該負担金の関係業務を一元化するとともに、債権管理の徹底、納入指導計画に基づいた活動の徹底など徴収強化を図った。

また、当該業務を主管する家庭福祉課及び知的障害福祉課においても、福祉総合相談所が行う訪問徴収に同行し、徴収に努めた。

なお、入所者本人に支給されている障害者基礎年金を、家族が生活費として利用していることがあり、未収金が発生する大きな要因の一つとなっているので、障害者基礎年金の趣旨を徹底させ、適切な運用に努めるよう今後とも家族との協議を重ね、未収金発生の防止に努めていきたい。